

令和2年4月13日

東京都所管中小企業組合 各位

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都緊急事態措置  
を踏まえた中小企業組合の総（代）会の対応について

中小企業組合の通常総（代）会は、中小企業等協同組合法第46条及び中小企業団体の組織に関する法律第47条に基づき、年1回開催することとなっておりますが、多数の組合員がいる組合では、開催することで感染リスクが高くなることも懸念されます。

今般、新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都緊急事態措置が実施されたことも鑑み、以下の点を踏まえてご対応頂きますようお願い申し上げます。

- 定款に書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨、定めている組合については、これらを活用することで、総（代）会当日に参集する本人出席者数を少なくすることが可能です。
- 書面等での議決権の行使を定款で定めていないなど、やむを得ず延期を検討する場合は、所管行政庁に確認の上、開催が可能となった時点で直ちに実施してください。
- 通常総（代）会の開催を延期することにより法人税等の申告及び納付期限の問題が発生するおそれがある場合は、必要に応じて事前に所轄税務署等に申告期限の延長等についてご相談ください。

【連絡先】

東京都産業労働局商工部調整課

協同組合担当

電話：03-5320-4759

Fax：03-5388-1461